

今回の主な論点

(1) 「今後の景観施策のあり方について」(答申案) について

- ・ 構成、内容が適切かどうか

(2) 景観計画の位置づけについて

- ・ 改定版景観計画では、景観法委任事項以外も掲載し、景観施策の全体像がわかるものにし、今後、定期的に改定していきたい。
- ・ 改定に伴い、都市景観条例第5条に規定している景観形成推進計画は廃止

(参考資料4) 他都市の景観計画の構成・位置づけ

(3) 景観計画区域の細分化・重点化による区域設定の考え方について

- ・ 都心景観形成区域は、概ね環状線内側とし、大阪駅北側及び天王寺駅南側については、緊急整備地域の指定区域及びその周辺まで都心部に含める。
→新大阪駅周辺については、現状の土地利用等を踏まえ、容積率600%以上の区域を設定
- ・ 臨海景観形成区域は、概ね国道43号・木津川・新なにわ筋より以西の範囲
→事業者への説明のしやすさなどから、湾岸5区(西淀川区・此花区・港区・大正区・住之江区)の一部を設定
- ・ 上町台地は、細分化する区域(＝景観形成区域)とせず、各区域に上乗せで方針・基準を定める軸とする。
上町台地の特性である坂・歴史・緑が連なるエリアとして、標高10mを超えるエリアを対象に、風致地区の緑地や寺社等の歴史的な景観資源を含む範囲を設定
→大川以南、長居公園通以北とし、JR天王寺駅より北側は松屋町筋から玉造筋の範囲、JR天王寺駅より南側は阿倍野区・住吉区の西側の区域界からあべの筋の範囲を設定

- ・重点届出区域のうち、現・美観誘導地区については現行地区界を継承し、中之島地区については堂島川北側と土佐堀川南側の河川区域内とする

(参考資料3) 現地調査での主な委員意見及びコメント

(参考資料6) 他都市における区域設定と景観形成基準との関係

(4) 景観計画区域における景観形成基準の見直しの方向性について

(建築物基準)

- ・現・美観誘導地区については概ね現行基準を継承するが、壁面後退や高さの基準について、一部基準を見直す。

(広告物基準)

- ・現・美観誘導地区については概ね現行基準を継承するが、屋外広告物ガイドラインと地区が重複する範囲については、一部基準を見直す。